

レスキューロボットコンテスト2026参加に関する重要事項の承諾書

(個人情報・肖像権・著作権・Slackワークスペース利用等)

本承諾書は、レスキューロボットコンテスト(以下「本コンテスト」という)を主催するレスキューロボットコンテスト実行委員会(以下「実行委員会」という)および、本コンテストの事業運営を担う一般社団法人レスキューロボットコンテスト(以下「法人」という)が、本コンテストに参加する者(以下「参加者」という)およびチーム責任者(以下、これらを総称して「参加チーム」という)の個人情報、肖像、著作物、ならびに Slack ワークスペースの利用等に関し、本コンテストの運営、記録、広報、教育・研究ならびに参加チームとの円滑な連絡を行う目的のため、必要かつ合理的な範囲において、チーム責任者がチームを代表して同意および承諾を行うことを目的とするものです。

【提出方法および同意の取り扱いについて】

- 本承諾書は、1ページ目のみ記入のうえ提出してください。
- 別紙⑤は、必要数を印刷し該当者に記入してもらい保管してください。
- 提出後の新たなチーム参加については、チーム責任者が本承諾書の内容を説明し、同意を得たうえで参加してください。未成年者の場合は、別紙⑤も追加してください。

第1条(個人情報の取扱い)

法人および実行委員会は、別紙①「個人情報取扱い規定」に従い、参加チームの個人情報を取得・利用します。参加チームは、当該規定の内容に同意するものとします。

第2条(肖像等の利用)

法人および実行委員会は、別紙②「肖像・映像等の取扱いに関する規定」に従い、参加チームの肖像、映像および音声を利用します。参加チームは、当該規定の内容に同意するものとします。

第3条(成果物および著作権)

1. 本コンテストに関連して作成・提出・実演された成果物に関する著作権は、当該成果物の作成者または正当な権利者に帰属します。
2. 参加チームは、別紙③「成果物および著作権の利用に関する規定」に基づき、法人および実行委員会に対して成果物の利用を許諾します。

第4条(Slackワークスペースの利用)

参加チームが本コンテスト公式Slackワークスペースを利用する場合には、別紙④「レスキューロボットコンテスト2026連絡・交流用Slackワークスペース 利用規約」に従うものとし、参加チームは、当該規定の内容に同意するものとします。

第5条(未成年者の同意)

参加者に18歳未満の参加者が含まれる場合、チーム責任者は、別紙⑤「レスキューロボットコンテスト 未成年者の参加にかかる保護者同意書」により、当該未成年者の保護者から同意を取得し、これを保管するものとします。保護者同意書が取得されていない未成年者は、本コンテストに参加できません。

第6条(保証および責任)

参加チームは、本承諾書および別紙規定等に記載された成果物および行為が第三者の権利を侵害しないことを保証し、紛争が生じた場合には自己の責任と費用において解決するものとします。

第7条(事故等に関する責任の範囲)

競技会参加中の不慮の事故、怪我、盗難等について、法人および実行委員会に故意または重大な過失がある場合を除き、参加チームは、法人および実行委員会が損害賠償責任を負わないことに同意します。

第8条(応急対応および医療機関への搬送)

競技会参加中に負傷または急病が発生した場合、参加チームは、法人および実行委員会が事前の連絡なく応急処置を施し、医療機関への搬送を行うことに同意します。

第9条(準拠法および管轄)

本承諾書および別紙規定等は日本法を準拠法とし、法人の主たる事務所所在地を管轄する神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【同意欄】

私が責任者を務めるチームの全員は、本承諾書の全ての内容に同意します。

_____年 月 日

チーム名 _____ チーム責任者氏名(自署) _____ 印

【別紙①】レスキューロボットコンテスト個人情報取扱い規定

本規定は、レスキューロボットコンテスト(以下「本コンテスト」という)を主催するレスキューロボットコンテスト実行委員会(以下「実行委員会」という)および、本コンテストの事業運営を担う一般社団法人レスキューロボットコンテスト(以下「法人」という)が、本コンテストに参加する者(以下「参加者」という)およびチーム責任者(以下、これらを総称して「参加チーム」という)等、本コンテストにかかわる個人情報の取扱いについて、本コンテストの運営、記録、広報、教育・研究ならびに参加チームとの円滑な連絡を行う目的のため、必要かつ合理的な範囲において、個人情報の保護に関する法律その他関連法令に基づき定めるものです。

参加チームは、承諾書を提出するにあたり、チーム参加者全員から本規定の内容について有効な同意を得たうえで参加していることを保証するものとします。未成年の参加者が含まれる場合には、当該参加者本人に加え、法定代理人(保護者等)の同意を取得するものとし、その取得および管理については、参加チームが責任をもって行うものとします。法人および実行委員会は、原則として個別の同意取得の状況について確認または管理を行いません。

第1条(取得する個人情報)

法人および実行委員会は、本コンテストの運営に必要な範囲で以下の情報を取得します。

1. 氏名、所属(学校名・団体名等)、学年、役職
2. 連絡先(メールアドレス、電話番号、住所等)
3. Slackワークスペース等コミュニケーションツールで使用するアカウント情報
4. 健康上の配慮事項、アレルギー、障がいの有無等の要配慮個人情報(任意提供)。本人の任意申告に基づき取得し、申告がない場合でも参加可。ただし一部配慮対応ができない場合があります。

第2条(利用目的)

取得した個人情報は、以下の目的の範囲で利用されます。

1. 参加申込受付、資格審査、本人確認
2. 本コンテストに関する連絡、資料送付、問い合わせ対応
3. 競技運営、安全管理、感染症対策、緊急連絡
4. 協賛企業賞の選考および授与に関する連絡
5. 競技会プログラム、公式ウェブサイト、報告書等への氏名・所属・チーム名等の掲載
6. 過去競技会の記録としての保存および公開(公式ウェブサイト等)
7. 本コンテストに関するライブ配信、収録映像、写真等の公開および保存
8. 普及・啓発活動
9. 協賛企業への情報提供(氏名、所属、チーム名、受賞歴に限定)

第3条(第三者提供および業務委託)

1. (第三者提供の原則)

本人の同意なく個人情報を第三者に提供することは原則ありません。ただし以下の場合を除きます。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命・身体・財産保護のために必要で同意取得が困難な場合
- (3) 公衆衛生の向上や児童の健全育成のために特に必要な場合
- (4) 国または地方公共団体が法定事務を行う場合

2. (本承諾書に基づく第三者提供)

- (1) 提供先: 協賛企業(公式ウェブサイトに公開)
- (2) 提供情報: 氏名、所属、チーム名、受賞歴(連絡先は提供しません)
- (3) 利用目的: 協賛賞選考・社内報告・広報活動
- (4) 禁止事項: 上記以外の目的で利用、第三者への再提供は禁止

3. (業務委託)

本コンテスト運営の業務を外部事業者へ委託する場合があります。委託先には秘密保持義務・目的外利用禁止・安全管理措置を契約により義務付け、法人は監督責任を負います。

第4条(管理・保存・廃棄)

1. 個人情報は適切な安全管理措置を講じて管理します。
2. 競技会記録情報(氏名、所属、チーム名、競技結果、受賞歴等)はアーカイブ目的で保存・公開します。
3. 連絡用情報は本コンテスト終了後5年間保存後、廃棄または匿名化します。
4. 要配慮情報は運営上不要になり次第速やかに廃棄します。
5. 本人から利用停止・消去請求があった場合、個人情報保護法に従い速やかに対応します。ただし、公表済情報は対応できない場合があります。

第5条(Slackワークスペース利用)

本コンテストの連絡・交流用Slackワークスペース(以下「本ワークスペース」という)の参加チームの利用については、別紙④「レスキューロボットコンテスト2026連絡・交流用Slackワークスペース 利用規約」に従います。

協賛企業からの個別勧誘はオプトイン(明示的同意)が必要で、本人はいつでも同意を撤回可能です。本ワークスペース上のやり取りは実行委員会の管理下で行われ、連絡先情報は企業等に提供されません。

第6条(未成年者の参加)

1. 参加者が18歳未満である場合には、本規定の承諾にあたり、当該参加者の親権者または法定代理人(以下「保護者」という)の同意を要します。
2. 保護者は、本規定の内容を確認の上、同意する場合には、本規定の所定の欄に署名および押印を行うものとします。
3. 保護者の署名がない場合、未成年者は本コンテストに参加できません。

第7条(開示・訂正・利用停止等)

本人は、自己の個人情報について、個人情報保護法に従い開示・訂正・利用停止等を請求できます。

問合せ窓口：E-mail:office@rescue-robot-contest.org

第8条(準拠法・管轄)

1. 本承諾書の解釈・適用は日本法に準拠します。
2. 本承諾書に関して紛争が生じた場合、法人の主たる事務所所在地である神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(附則) 本規定は、2025年12月31日から適用します。

【別紙②】レスキューロボットコンテスト肖像・映像等の取扱いに関する規定

本規定は、レスキューロボットコンテスト(以下「本コンテスト」という)を主催するレスキューロボットコンテスト実行委員会(以下「実行委員会」という)および、本コンテストの事業運営を担う一般社団法人レスキューロボットコンテスト(以下「法人」という)が、本コンテストに参加する者(以下「参加者」という)およびチーム責任者(以下、これらを総称して「参加チーム」という)の肖像・映像等の利用・取扱いについて、本コンテストの運営、記録、広報、教育・研究ならびに参加チームとの円滑な連絡を行う目的のため、必要かつ合理的な範囲において定めるものです。

参加チームは、承諾書を提出するにあたり、チーム参加者全員から本規定の内容について有効な同意を得たうえで参加していることを保証するものとします。未成年の参加者が含まれる場合には、当該参加者本人に加え、法定代理人(保護者等)の同意を取得するものとし、その取得および管理については、参加チームが責任をもって行うものとします。法人および実行委員会は、原則として個別の同意取得の状況について確認または管理を行いません。

第1条(撮影、記録および配信)

1. 本コンテストの会場ならびにオンラインイベントにおいて、法人、実行委員会およびこれらが認めた報道機関、協賛企業(以下、総称して「撮影主体」という)は、参加者の様子(容姿、発言、競技中の動作等)を、写真、動画または音声等により撮影、記録および配信することがあります。
2. 前項の撮影、記録および配信には、インターネットによるライブ配信(生中継)および当該映像等のアーカイブ配信が含まれます。
3. ライブ配信の性質上、リアルタイムでの削除または修正が困難であること、ならびに参加者の意図しない映り込みが生じる可能性があることについて、参加者はあらかじめこれを了承するものとします。
4. 法人および実行委員会は、撮影禁止エリアの設定その他可能な範囲での配慮を行います。すべての映り込みを完全に排除することを保証するものではありません。

第2条(肖像等の利用目的)

前条に基づき撮影、記録または配信された参加者の画像、映像および音声(以下「肖像等」という)は、次に掲げる目的および媒体において利用されることがあります。

1. 本コンテストの公式ウェブサイト、SNS、報告書およびパンフレット
2. 報道機関(テレビ、新聞、ウェブニュース等)による報道
3. 協賛企業による、本コンテストまたは防災・減災に関する広報活動および支援報告
4. 本コンテストおよび防災・減災に関連する学術研究または教育資料としての利用
5. 競技会の記録保存(アーカイブ)ならびに次回以降の競技会に関する広報資料(ポスター、プロモーション映像等)

第3条(権利の許諾および制限)

1. 参加者は、前条に定める目的の範囲内において、法人および法人が指定する第三者が肖像等を利用することを許諾します。
2. 参加者は、前項の範囲内で通常行われる利用について、肖像権、プライバシー権またはパブリシティ権に基づく異議を申し立てないものとします。
3. 前項にかかわらず、参加者の名誉または信用を著しく毀損する態様、または本コンテストの趣旨に明らかに反する態様での利用は、本規定に基づく許諾の範囲外とします。
4. 参加者は、前項に該当すると判断した場合には、法人が指定する窓口に対して異議を申し立てることができ、法人および実行委員会は、合理的な範囲で是正に努めるものとします。

第4条(SNS投稿の二次利用)

1. 参加チームが、本コンテストの指定するハッシュタグ等を用いて、公開設定によりSNSに投稿した画像、動画またはコメント等の内容について、法人および実行委員会は、公式アカウントにおけるリポスト、シェアまたは公式ウェブサイトへの埋め込み等の方法により紹介することができるものとします。
2. 法人および実行委員会は、前項の紹介にあたり、投稿内容の趣旨または投稿者の名誉および信用を不当に害しないよう配慮し、必要に応じて、トリミング、モザイク処理その他の編集を行うことがあります。
3. 投稿者から、前項の紹介の停止または削除の申出があった場合には、法人および実行委員会は、技術的実現可能性および他の参加者への影響等を考慮した上で、合理的な範囲で対応を検討します。

第5条(特別な配慮が必要な場合)

1. ドメスティック・バイオレンス被害、ストーカー被害その他特別な事情により、顔写真の公開またはライブ配信への映り込みに重大な支障がある場合には、参加者は、原則として本選開催日の14日前までに、実行委員会に対してその旨を申し出るものとします。
2. 法人および実行委員会は、前項の申出があった場合には、競技の円滑な運営を妨げない範囲において、撮影禁止エリアの案内、名札への目印付与等、可能な限りの配慮を行います。完全な排除を保証するものではありません。

第6条(未成年者の参加)

1. 参加者が18歳未満である場合には、本規定の承諾にあたり、当該参加者の親権者または法定代理人(以下「保護者」という)の同意を要します。
2. 保護者は、本規定の内容を確認の上、同意する場合には、本規定の所定の欄に署名および押印を行うものとします。
3. 保護者の署名がない場合、未成年者は本コンテストに参加できません。

第7条(アーカイブの取扱い)

1. 本コンテストに関するライブ配信映像および記録映像は、普及および研究を目的として、原則として長期間保存および公開されます。
2. 法人および実行委員会は、肖像等が不正に利用されることを防止するため、一括ダウンロードの制限その他合理的な技術的措置を講じるよう努めるものとします。
3. 法人および実行委員会は、参加者の肖像等を、AI(人工知能)の学習用データとして第三者に提供することはありません。ただし、本コンテストに関連する映像等がインターネット上で公開された場合、法人および実行委員会の関与な

く、第三者が当該公開情報を収集し、AIの学習等に利用する可能性があることについて、参加者はあらかじめ了承するものとします。

4. 参加者が、肖像等の削除または修正を希望する場合には、正当な理由に基づき、法人が指定する方法により申し出ることができます。法人および実行委員会は、当該申出について、30日以内に回答し、他の参加者への影響および技術的実現可能性等を考慮した合理的な範囲で対応します。
5. インターネットの性質上、一度公開された情報の拡散または第三者による不正利用を完全に防止することは困難であり、これにより生じた損害については、法人および実行委員会に故意または重過失がある場合を除き、責任を負いません。
6. 競技会結果その他公式な記録については、その性質上、後日の削除または修正に応じられない場合があります。

第8条(個人情報の取扱い)

1. 本規定に基づき取り扱われる肖像等は、個人情報に該当する場合があります。
2. 個人情報の取扱いについては、別紙①「個人情報取扱い規定」の定めによるものとし、参加者はこれに同意したものとします。
3. 本規定は、別紙①を補足するものであり、両者の規定が抵触する場合には、特段の定めがある事項を除き、別紙①の規定を優先して適用します。
4. 参加者の連絡先情報の取扱いについては、別紙①第1条第2号の定めによるものとします。

第9条(準拠法および管轄)

1. 本規定の解釈および適用については、日本法を準拠法とします。
2. 本規定に関して法人と参加者との間に生じた紛争については、法人の主たる事務所所在地を管轄する神戸地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則) 本規定は、2025年12月31日から適用します。

【別紙③】レスキューロボットコンテスト成果物および著作権の利用に関する規定

本規定は、レスキューロボットコンテスト(以下「本コンテスト」という)を主催するレスキューロボットコンテスト実行委員会(以下「実行委員会」という)および、本コンテストの事業運営を担う一般社団法人レスキューロボットコンテスト(以下「法人」という)が、本コンテストに参加する者(以下「参加者」という)およびチーム責任者(以下、これらを総称して「参加チーム」という)が作成、提出または実演する成果物の著作権の取扱いについて、本コンテストの運営、記録、広報、教育・研究ならびに参加チームとの円滑な連絡を行う目的のため、必要かつ合理的な範囲において定めるものです。

参加チームは、承諾書を提出するにあたり、チーム参加者全員から本規定の内容について有効な同意を得たうえで参加していることを保証するものとします。未成年の参加者が含まれる場合には、当該参加者本人に加え、法定代理人(保護者等)の同意を取得するものとし、その取得および管理については、参加チームが責任をもって行うものとします。法人および実行委員会は、原則として個別の同意取得の状況について確認または管理を行いません。

第1条(対象となる成果物)

本規定の対象となる成果物(以下「成果物」という)とは、参加チームが本コンテストに関連して作成、提出または実演した、次に掲げるものをいいます。

1. 技術資料、PR資料、スライドデータ等の提出書類
2. PR動画、実技動画等の提出動画および画像
3. 前各号に該当しないもののうち、参加チームが自ら撮影または作成し、本コンテストに関連して提出した、ロボットのデザイン、構造または動作等が記録された写真および映像、ならびに競技中の実演パフォーマンスを記録した写真および映像(これらが写真、動画その他の記録媒体により記録されたものを含みます。)

第2条(著作権の帰属)

1. 成果物に関する著作権(著作権法第27条および第28条の権利を含みます。)は、当該成果物の作成者である参加チームまたは正当な権利者に帰属します。
2. 本規定に基づき、成果物に関する著作権が法人および実行委員会に譲渡されることはありません。

第3条(利用許諾)

1. (利用目的)

参加チームは、法人および実行委員会に対し、次に掲げる目的の範囲内で、成果物を利用することを許諾します。

- (1) 本コンテストの運営および記録(競技会プログラムの作成、審査、アーカイブ記録等)
- (2) 本コンテストおよび防災・減災の普及・啓発を目的とする広報活動(テレビ番組、新聞・雑誌記事、ウェブサイト、SNS、パンフレット、協賛企業等のプロモーションビデオ等を含みます。)
- (3) 本コンテストに関連する学術研究または教育目的での利用(学会発表、研究報告、教育教材等を含みます。)
- (4) 本コンテストの歴史的記録(アーカイブ)としての保存および公開

2. (許諾の範囲)

前項に定める目的のために、法人および実行委員会は、成果物について、次に掲げる範囲で利用することができます。

- (1) 利用行為: 複製、上映、公衆送信(ウェブサイトでの公開、ライブ配信等)、翻案(編集、翻訳、要約等)、頒布および展示
- (2) 利用条件: 全世界、非独占的、無償、期間の定めのない利用とし、前項に定める目的を達成するために必要な範囲において、第三者に対するサブライセンス(再許諾)を行うことができます。

3. (再許諾の範囲)

前項に基づく再許諾の相手方は、原則として、報道機関、協賛企業、提携メディア、教育機関、研究機関その他、本コンテストおよび防災・減災の普及・啓発に関わる者に限るものとします。なお、当該再許諾は、本コンテストの紹介または支援活動の報告等の目的に限り行われるものとし、成果物そのものを商品化する権利を第三者に付与するものではありません。

第4条(著作者人格権の取扱い)

1. 参加チームは、法人、実行委員会および前条に基づき再許諾を受けた第三者による本規定に定める範囲内での成果物の利用について、合理的な利用態様に限り、著作者人格権を行使しないものとします。
2. 法人および実行委員会は、成果物の趣旨または参加チームの名誉および信用を不当に害しないよう配慮し、原則として、成果物のコンセプトまたは主たる内容を著しく変更するような改変は行いません。
3. 本条に定める著作者人格権不行使の合意は、本コンテストおよび第3条に定める利用目的の範囲内での利用に限って適用されるものとし、これら以外の利用形態について、当然に著作者人格権の不行使を約束するものではありません。

第5条(保証および責任)

1. 参加チームは、提出または実演する成果物が、第三者の肖像権、著作権、商標権、キャラクターその他一切の権利を侵害していないことを保証します。
2. 市販の楽曲、アニメ、ゲーム等のキャラクター、第三者が作成したプログラムまたはデザイン等を利用する場合には、参加チームの責任において、あらかじめ必要な権利処理を行ってください。法人および実行委員会は、当該権利処理の代行を行いません。
3. 成果物に関して第三者との間で紛争が生じた場合には、参加チームが自己の責任と費用においてこれを解決するものとします。
4. 法人および実行委員会は、成果物について第三者から権利侵害の申立てがあった場合、または権利侵害のおそれがあると合理的かつ緊急性があると判断した場合には、参加チームへの事前の通知または承諾を要することなく、当該成果物の公開停止、音声のミュート、映像の削除または審査対象からの除外その他必要な措置を講じることができます。この場合、法人および実行委員会は、事後に速やかに参加チームへ当該措置の内容および理由を説明するよう努めるものとします。

5. 前項の措置により参加チームに不利益が生じた場合であっても、法人および実行委員会は、これについて一切の責任を負いません。

第6条(準拠法および管轄)

1. 本規定の解釈および適用については、日本法を準拠法とします。
2. 本規定に関して法人と参加チームとの間に生じた紛争については、法人の主たる事務所所在地を管轄する神戸地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本規定と、別紙①「個人情報取扱い規定」の規定が抵触する場合には、個人情報の取扱いに関しては、別紙①の規定を優先して適用するものとします。

(附則) 本規定は、2025年12月31日から適用します。

【別紙④】レスキューロボットコンテスト連絡・交流用Slackワークスペース 利用規約

本規約は、レスキューロボットコンテスト(以下「本コンテスト」という)を主催するレスキューロボットコンテスト実行委員会(以下「実行委員会」という)および、本コンテストの事業運営を担う一般社団法人レスキューロボットコンテスト(以下「法人」という)が、レスキューロボットコンテスト2026連絡・交流用Slackワークスペース(以下「本ワークスペース」という)に参加する際の利用条件を定めるものです。本ワークスペースには、実行委員会、参加チームならびに協賛企業(以下、総称して「利用者」という)が参加します。

利用者は、本ワークスペースへの参加をもって、本規約の内容を理解し、これに同意したものとみなされます。なお、本ワークスペースのアカウント登録および利用に関連して取得される情報については、Slack Technologies, LLC が定める利用規約およびプライバシーポリシーが適用されます。利用者は、本ワークスペースに参加するにあたり、これらの内容をあらかじめ確認するものとします。

参加チームは、承諾書を提出するにあたり、チーム参加者全員から本規約の内容について有効な同意を得たうえで参加していることを保証するものとします。未成年の参加者が含まれる場合には、当該参加者本人に加え、法定代理人(保護者等)の同意を取得するものとし、その取得および管理については、参加チームが責任をもって行うものとします。法人および実行委員会は、原則として個別の同意取得の状況について確認または管理を行いません。

第1条(目的)

本ワークスペースは、レスキューロボットコンテストの円滑な運営、技術的および人的交流の促進ならびに相互理解の深化を目的として運営されるものです。

第2条(基本原則)

1. 利用者は、本コンテストの趣旨および教育的配慮を尊重し、相互に敬意をもって本ワークスペースを利用するものとします。
2. 本ワークスペースは、実行委員会が管理する公式の交流環境であり、私的または閉鎖的な場ではありません。

第2条の2(未成年者の利用に関する特則)

1. Slackの利用規定により16歳未満はSlackの利用ができません。
2. 本ワークスペースへの参加者が16歳以上18歳未満である場合、参加には親権者または法定代理人(以下「保護者」という)の同意が必要です。
3. 保護者は、参加者が本ワークスペースを利用する目的および規約の内容を理解し、同意した場合に限り、署名または押印をもって同意を示すものとします。
4. 未成年者が保護者の同意なしに参加した場合、実行委員会は安全管理および規約遵守の観点から、当該利用を停止または参加を制限することがあります。

第3条(遵守事項)

利用者は、本ワークスペースの利用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

1. 法令および公序良俗を遵守すること
2. 他の利用者に対し、誹謗中傷、差別的言動またはハラスメントに該当する行為を行わないこと
3. 威圧的、攻撃的または不適切な表現を用いないこと
4. 本ワークスペースの運営または本コンテストの進行を妨げる行為を行わないこと

第4条(禁止行為)

利用者は、本ワークスペースにおいて、次に掲げる行為を行ってはなりません。

1. 他の利用者の意思に反する連絡、投稿またはダイレクトメッセージの送信
2. 虚偽または誤解を招く情報の発信
3. 他の利用者、法人または第三者の名誉または信用を毀損する行為
4. 本ワークスペース上の情報を、権利者の同意なく目的外で利用し、または第三者に提供する行為
5. 宗教活動、政治活動、マルチ商法その他本コンテストの目的と無関係な活動

第5条(個人情報およびプライバシー)

1. 利用者は、本ワークスペース上で他の利用者の個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律および関連法令を遵守しなければなりません。
2. 本ワークスペースの利用に関連して取得した個人情報については、本コンテストおよび本ワークスペースの目的の範囲内でのみ利用するものとします。
3. 本ワークスペースにおける個人情報の取扱いの詳細については、別紙①「レスキューロボットコンテスト個人情報取扱い規定」の定めによるものとし、利用者はこれに同意したものとします。
4. 参加者が、本ワークスペース上またはダイレクトメッセージ等を通じて、自己の連絡先(電話番号、個人メールアドレス、SNSアカウント等)を特定の企業等に提供する場合には、その後のやり取りは法人および実行委員会の管理外となります。提供にあたっては、相手方のプライバシーポリシー等を確認の上、自己の責任において慎重に判断するものとします。
5. 本規約は、本ワークスペースの利用条件および行動規範を定めるものであり、個人情報の取得、利用および第三者提供に関する事項については、別紙①「レスキューロボットコンテスト個人情報取扱い規定」が優先して適用されるものとします。

第6条(企業に対する特則)

協賛企業およびその担当者(以下「企業等」という)は、本ワークスペースの利用にあたり、本規約の共通ルールに加え、本条に定める特則を遵守しなければなりません。

1. 企業等は、本ワークスペースが教育的要素を有するコンテストに関連する公式の交流の場であることを十分に理解し、参加者(特に学生)に対して、立場の違いに配慮した節度ある言動を行うものとします。

2. 企業等による採用案内、インターンシップ情報、イベント案内、製品または技術紹介その他の営業または広報目的の情報提供(以下「採用案内等」という)については、次の各号に定める区分に従い行われるものとします。
 - (1) 本ワークスペース上の公開チャンネルその他不特定多数の参加者を対象とする投稿による採用案内等については、参加者本人の個別の同意を要しないものとします。ただし、当該投稿は、本コンテストの趣旨および教育的配慮を尊重した内容でなければなりません。
 - (2) 特定の参加者個人に対するダイレクトメッセージ、メンション等により行われる採用案内、勧誘または営業的連絡(以下「個別勧誘」という)については、参加者本人が事前に明示的に同意(オプトイン)している場合に限り行うことができます。なお、参加者が企業等の投稿に対して個別に連絡を希望する旨を明確に表明した場合(専用フォームへの入力または当該企業宛てのダイレクトメッセージ送信等)は、当該同意があったものとみなします。
 - (3) 前号にかかわらず、企業等は、参加者に対し、威圧的、執拗または過度な個別勧誘その他、参加者の意思に反する連絡を行ってはなりません。
3. 企業等は、反復的または大量のダイレクトメッセージの送信、参加者の意思に反する連絡、本ワークスペース外の連絡手段への移行の強要その他、過度または不適切な勧誘行為を行ってはなりません。なお、同一内容の個別勧誘を反復して送信する行為は、参加者の意思に反する連絡に該当するものとします。
4. 企業等は、本ワークスペースを通じて知り得た参加者の個人情報について、本人の同意なく取得、利用または第三者に提供してはならないものとします。
5. 企業等による本ワークスペースの利用が、本規約または本コンテストの趣旨に反すると法人が判断した場合、法人は、第7条に定める措置に加え、当該企業等の本ワークスペースへの参加停止、今後の本コンテストへの参加制限その他必要な措置を講じることができるものとします。

第7条(運営管理および措置)

1. 実行委員会は、本ワークスペースの適正な運営のため、利用者の投稿内容および利用状況を確認することがあります。
2. 実行委員会は、利用者が本規約に違反した、または違反のおそれがあると判断した場合には、事前の通知なく、次に掲げる措置の全部または一部を講じることができます。
 - (1) 注意または是正要請
 - (2) 投稿内容の削除
 - (3) ダイレクトメッセージ機能の利用制限
 - (4) チャンネルの閲覧または投稿の制限
 - (5) 本ワークスペースからの一時的または恒久的な参加停止
3. 前項の措置により利用者に損害が生じた場合であっても、実行委員会は、故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

第8条(外部サービスの利用)

1. 本ワークスペースは、Slack Technologies, LLC(アメリカ合衆国の事業者)が提供するサービスを利用して運営されます。そのため、利用者の情報が国外のサーバにおいて処理または保存される場合があります。
2. 利用者は、前項の事情を理解した上で、本ワークスペースを利用することに同意するものとします。

第9条(規約の変更)

1. 法人は、本ワークスペースの適正な運営のため、必要に応じて、本規約の内容を変更することがあります。
2. 法人は、本規約を変更した場合には、本ワークスペース上への掲示その他法人が適当と判断する方法により、利用者に周知します。

第10条(準拠法および管轄)

1. 本規約の解釈および適用については、日本法を準拠法とします。
2. 本ワークスペースの利用に関して法人と利用者との間に生じた紛争については、法人の主たる事務所所在地を管轄する神戸地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則) 本規約は、2025年12月31日から適用します。

【別紙⑤】レスキューロボットコンテスト 未成年者の参加にかかる保護者同意書

同意書について

本同意書は、レスキューロボットコンテスト(以下「本コンテスト」という)を主催するレスキューロボットコンテスト実行委員会(以下「実行委員会」という)および、本コンテストの事業運営を担う一般社団法人レスキューロボットコンテスト(以下「法人」という)が、本コンテストの運営、記録、広報、教育・研究ならびに参加者との円滑な連絡を行う目的のため、必要かつ合理的な範囲において、本コンテストに参加する未成年者(以下「本人」という)の個人情報、肖像および成果物等を取り扱うことについて、親権者または法定代理人が同意を得るための書類です。記入後、チーム責任者に提出してください。チーム責任者が参加期間中および終了後1年間保管します。法人から求められた場合、写しを提示します。

参加者情報

本人氏名

チーム名

同意事項

以下の事項に同意します。

1. 個人情報の利用 - 本人の氏名、所属、連絡先等が、本コンテストの運営、安全管理、プログラム掲載、協賛企業への情報提供(氏名、所属、チーム名、受賞歴に限定)に利用されることに同意します。
2. 肖像・映像・音声の利用 - 本人の様子が、写真、動画、音声により撮影・記録・配信され、公式ウェブサイト、SNS、報告書、報道機関、協賛企業の広報、学術研究・教育資料、競技会記録等に利用されることに同意します。
3. 成果物の著作権 - 本人が作成・提出・実演した成果物の著作権は本人(参加チーム)に帰属することを確認し、本コンテストによるその利用(編集、配信含む)に同意します。
4. 第三者権利の保証 - 本人が提出・実演する成果物が、第三者の著作権、肖像権、商標権その他の権利を侵害していないことを確認しています。
5. Slackワークスペースの利用 - 本人がレスキューロボットコンテスト2026連絡・交流用Slackワークスペースを利用する場合、法令・公序良俗を遵守し、他の利用者を尊重して利用することに同意します。
6. 競技会参加中の不慮の事故、怪我、盗難等について、法人および実行委員会に故意または重大な過失がある場合を除き、法人および実行委員会が損害賠償責任を負わないことに同意します。
7. 競技会参加中に負傷または急病が発生した場合、法人および実行委員会が事前の連絡なく応急処置を施し、医療機関への搬送を行うことに同意します。

保護者署名欄

記入日 年 月 日

保護者氏名(自署) 印

本人との続柄(父・母・その他:)

チーム責任者記入欄

受け取り日 年 月 日

チーム責任者氏名

本書はチーム責任者が保管します。提出の必要はありません。(参加期間中および終了後1年間保管してください)